

長野市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 当会は、長野市明るい選挙推進協議会（以下、長野市明推協という。）と称する。

(事務局)

第2条 当会は、事務局を長野市選挙管理委員会（以下、長野市選管という。）事務局内に置き、長野市選管職員に事務を委託する。

(目的)

第3条 当会は、長野市選管が主管する、明るい選挙推進運動に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 選挙に関する常時啓発及び臨時啓発の実施
- (2) 有権者の政治と選挙の意識向上に資する企画と実施
- (3) その他、当会の目的を達成するために必要な事業

(白バラ会)

第5条 当会の事業を実施するため、長野市内32地区に白バラ会を結成し、別途規約によって運営する。

2 白バラ会は、次の8ブロックに編成し、各ブロックから1名ずつを、輪番によって選出し、第8条の役員を構成する。

3 ブロック編成

- 第1ブロック 第一、第二、第三、第四
- 第2ブロック 第五、芹田、古牧、三輪
- 第3ブロック 吉田、古里、柳原、浅川
- 第4ブロック 大豆島、朝陽、若槻、長沼
- 第5ブロック 安茂里、小田切、芋井、篠ノ井
- 第6ブロック 松代、若穂、川中島、更北
- 第7ブロック 七二会、信更、豊野、戸隠
- 第8ブロック 鬼無里、大岡、信州新町、中条

(会員)

第6条 当会には、次の会員を置く。

- (1) 長野市内32地区の白バラ会
- (2) 長野市選管補充員
- (3) 有識者

(総会)

第 7 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- (1) 定時総会は、毎年 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する
- (2) 議長は、会長が就任する
- (3) 決議は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員)

第 8 条 当会に、次の役員を置き、会長は選管委員長職務代理が就任し、副会長及び運営委員は、第 5 条によって選出された者の互選により就任する。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 3 名
 - (3) 運営委員 5 名
- 2 役員参与として、顧問、相談役を置くことができる。
- 3 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期中に役員を交代する場合は、後任者に残任期間を引き継ぐものとし、後任者が就任するまで、前任者はその任にあたる。

(役員会)

第 9 条 前条のすべての役員で、運営委員会を構成して、職務を分担するとともに、必要がある場合に役員会を開催する。

(事業年度)

第 10 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(規約の変更)

第 11 条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(最初の事業年度)

第 12 条 当会の最初の事業年度は、成立の日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとし、最初の役員の任期は、平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。

(附則)

この規約は、平成 2 2 年 3 月 2 6 日の総会の決議によって成立した。
よって、昭和 4 2 年 3 月 1 5 日に制定され、爾来継続してきた従来の規約は、全面廃止するものとする。